

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	生涯学習センター
委 託 業 務 名	大津市生涯学習センターエレベーター設備保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市本丸町
概 要	エレベーター設備の保守点検業務
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	679,800円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市南区上鳥羽大物町28番地 〔名 称〕 日本オーチス・エレベーター株式会社 京都支店
契約相手方の選 定 理 由	本業務は、経験や知識を必要とし、既設の設備等の使用については、密接不可分の関係にあり、当該事業者以外の者に業務をさせた場合、既設の設備等の使用に支障が生ずる恐れがある。については、設置者である事業者が管理業務を行うことで、業務の効率化を図ることができるため、製造者責任の観点から当該業者と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項  ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。  (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。  (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。